

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土曜日が休日であるときは、その翌日の発行)

## 規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第七十八号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二条関係)」に、

場整備事業  
工事費の百分の二十七の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額

「二」は場整備事業  
「二」の二 畑地帯総合土地改良事業

工事費の百分の二十七の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額  
工事費の百分の二十五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額

に、「開拓パイロット事業」を

### 目次

◇規則 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

◇告示 字の区域の新設等

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険薬剤師等の登録があつたものとみなされるもの  
入会林野整備計画の認可

土地改良法による換地計画の変更の適否の決定(三件)

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

公共測量の実施

公有水面の埋立ての免許の出願

◇公告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

「農地開発事業」に、「総合開拓パイロット事業」を「総合農地開発事業」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第四条関係)」に、「開拓パイロット事業」を「農地開発事業」に、「総合開拓パイロット事業」を「総合農地開発事業」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二(第四条関係)」に、「開拓パイロット事業」を「農地開発事業」に、「総合開拓パイロット事業」を「総合農地開発事業」に、「行なり」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第五条関係)」に、「総合開拓パイロット事業」を「総合農地開発事業」に、「こえる」を「超える」に、「開拓パイロット事業」を「農地開発事業」に改める。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第3条関係)」に改める。  
様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第6条関係)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第千二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び

廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和四十八年一月一日現在の地番による。)
富海字日焼田	富海字下日焼田のうち四六の二の一部、六一の二の一部、六二の一部、六三、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四の二、四五の四及び四五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、富海字上日焼田のうち七三と一体をなす国有地の一部以外の区域、富海字西栗谷八〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに七九、八〇の二と一体をなす国有地の一部並びに富海字西松ノ木一六二の一部、一六五から一六七までの一部、一六八、一六九、一七〇の一部、一七一の一部及びこれらと一体をなす国有地
区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十八年一月一日現在の地番による。)
富海字大境	富海字東カワラケ土八一三の二の一部、八一四及びこれらと一体をなす国有地、富海字西カワラケ土八一五と一体をなす国有地の一部、富海字駈上り八三三から八三五の二まで、八三八の一、八三九の一、八四〇の一、八四一の一及びこれ

富海字 駈上り	らと一体をなす国有地並びに富海字大境の全域 富海字駈上りのうち八三三から八三五の二まで、八三八の一、八三九の一、八四〇の一、八四一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
富海 字東カワラケ土	富海字東カワラケ土のうち八〇八の二、八〇九の一、八一〇の二、八一〇の三、八一三の一、八一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 富海字西野ノ前七四七の二の一部、七四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字東野ノ前のうち七八〇の一部、七八一の一部、七八二、七八三の一、七八七の一、七八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字長谷田七九二の一、七九三の一及び七九四の一、富海字東カワラケ土八〇八の二、八〇九の一、八一〇の二、八一〇の三、八一三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字西カワラケ土のうち八一五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに富海字下西野一一九四の二及び一一九四の三
富海字 下西野	富海字下西野のうち一一九四の二及び一一九四の三以外の区域
富海字 下長尾	富海字下長尾のうち七五二の二、七五三の二、七六一の二、七六二、七六三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七六三の一、七六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
富海字 長谷田	富海字西勝負谷三九の一、三九の五、四〇の三、四〇の五の一部、四〇の六の一部、四〇の七、四〇の八、四〇の一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字長谷田のうち七九二の一、七九三の一及び七九四の一以外の区域並びに富海字長谷田平ラ九六八の二
富海字 長谷田平ラ	富海字長谷田平ラのうち九六八の二以外の区域 富海字西勝負谷のうち三九の一、三九の五、四〇の三、四〇の五の一部、四〇の六の一部、四〇の七、四〇の八、四〇の一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字下日焼田四六の二の一部、六一の一の一部、六二の一部、六三、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四の一、四五の四及び四五の五と一体をなす国有地の一部並びに富海字東勝負谷の全域
富海字 西勝負谷	富海字西栗谷のうち八〇の二及びこれと一体をなす国有地並びに七九、八〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
富海字 西栗谷	富海字下高畔一四一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四五と一体をなす国有地の一部、富海字東松ノ木のうち一四九の一部及び一五〇の一部以外の区域、富海字西松ノ木のうち一五五の一部、一五六の一部、一六二の一部、一六五から一六七までの一部、一六八、一六九、一七〇の一部、一七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四、一六五及び一七二と一体をなす国有地の一部以外の区域並び
富海字 西松ノ木	

富海字下高畔	<p>富海字下高畔のうち一四一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四五と一体をなす国有地の一部以外の区域、富海字東松ノ木一四九の一部及び一五〇の一部、富海字西松ノ木一五五の一部、一五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四、一六五及び一七二と一体をなす国有地の一部並びに富海字東宮ノ元一七三の二から一七八まで、一八七から一九〇の二まで、一九一及びこれらと一体をなす国有地</p>
富海字東宮ノ元	<p>富海字東宮ノ元のうち一七三の二から一七八まで、一八七から一九〇の二まで、一九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
富海字西宮ノ元	<p>富海字西宮ノ元のうち二二九の二及び二四〇の二以外の区域</p>
富海字出口	<p>富海字西宮ノ元二二九の二及び二四〇の二並びに富海字出口の全域</p>
富海字上長尾	<p>富海字上長尾のうち七〇〇の二、七〇九の二、七一一の二、七一二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇九の一、七一〇、七一一の一及び七二二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
富海字下野際六六八の一部、六六九及びこれらと一体をなす国有地、富海字背戸田六七七の二の一部及びこれと一体をなす国有地	<p>富海字下野際六六八の一部、六六九及びこれらと一体をなす国有地、富海字背戸田六七七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、富海字五反田六九七の一、六九八の一部、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字上長尾七〇〇の二の一部、七〇九の二、七一一の二、七二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇九の一、七二〇、七二一の一及び七二二の二と一体をなす国有地、富海字西野ノ前のうち七四七の二の一部、七四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字下長尾七五二の二、七五三の二、七六一の二、七六二、七六三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七六三の二及び七六三の二と一体をなす国有地の一部、富海字東野ノ前七八〇の一部、七八一の一部、七八二、七八三の二、七八七の二、七八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに富海字青木の全域</p>
富海字青木	<p>富海字青木</p>
富海字上西野	<p>富海字上西野のうち一七七の二以外の区域</p>
富海字上野際	<p>富海字谷田六〇三から六〇五までの一部、六〇六、六〇七の一部、六〇八の一部、六〇九、六一〇、六一一の一部、六一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字大坪六三四の一部、六三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三六と一体をなす国有地の一部、富海字上野際のうち六三八の一部、六三九の一部及び六四四の一部以外の区域、富海字下野際のうち六六八の一部、六六九、六七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字背戸田六七七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、富海字上長尾七〇〇の二の一部並びに富海字上西野一七七の二</p>

富海字下南田	富海字大谷	富海字五反田	富海字背戸田
富海字下王蔵ノ元のうち二九二の二、二九三の二、二九五の二、二九六の二、二九七の二、二九八の二、二九八の三、三〇〇、三〇三の一及びこれらと一体をなす国有地、富海字大谷一〇六四の三、富海字下南田の全域並びに富海字上南田の全域	富海字大谷のうち一〇六四の三以外の区域	富海字五反田のうち六九七の一、六九八、六九九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	富海字五郎助五九一の一、五九三の一、五九四の一から五九六の一まで、五九八、五九九の一、六〇〇の一、六〇一及びこれらと一体をなす国有地、富海字谷田のうち六〇三から六〇五までの一部、六〇六、六〇七の一部、六〇八の一部、六〇九、六一〇、六一一の一部六一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字大坪六二五から六二六の三まで、六二八の一、六二九の二、六三一から六三三まで、六三四の一部、六三五、六三六、六三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二九の一と一体をなす国有地、富海字上野際六三八の一部、六三九の一部及び六四四の一部、富海字下野際六六八の一部、六七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字背戸田のうち六七一の一部、六七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに富海字五反田六九八の一部、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地

富海字宇野田	富海字宇野田山	富海字下岡谷	富海字五郎助	富海字砂田	富海字大坪	富海字下王蔵ノ元
富海字下岡谷五五三の三、五五三の四及びこれらと一体をなす国有地、富海字宇野田山一一四三の二、一一四四の二、一一四四の三及び一一四五の二、富海字岡谷一一四六の二並びに富海字宇野田の全域	富海字宇野田山のうち一一四一の二、一一四三の二、一一四四の二、一一四四の三及び一一四五の二以外の区域	富海字下岡谷のうち五五三の三、五五三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	富海字五郎助のうち五九一の一、五九三の一、五九四の一から五九六の一まで、五九八、五九九の一、六〇〇の一、六〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	富海字下王蔵ノ元三二五、三二六の一及びこれらと一体をなす国有地、富海字砂田の全域並びに富海字上王蔵ノ元の全域	富海字大坪のうち六二五から六二六の三まで、六二八の一、六二九の二、六三一から六三七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六二九の一と一体をなす国有地以外の区域	の二、二九六の二、二九七の二、二九八の二、二九八の三、三〇〇、三〇三の一、三二五、三二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>富海字柿木谷</p> <p>富海字岡谷</p>	<p>富海字奥佐美</p>	<p>富海字中佐美</p>	<p>富海字下佐美</p>	<p>富海字下荷具</p>	<p>富海字上荷具四一四の一部、四一八の一部及びこれらと一</p>
<p>富海字宮ノ前</p>	<p>富海字大平口</p>	<p>富海 字大平ル平ラ</p>	<p>富海字大荷具口</p>	<p>富海字上荷具</p>	<p>富海字上荷具四一四の一部、四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字下荷具四二二の一部並びに富海字大荷具口一〇九五の二</p>

富海字柿木谷のうち一一三九の二、一一三九の三及び一四〇の二から一一四〇の四まで以外の区域

富海字岡谷のうち一一四六の二以外の区域

富海字奥佐美のうち四五九の三、四五九の四、四六六の四、四八五の二、四八六の二、四九二の二、四九二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに四八六の一、四九〇及び四九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

富海字奥佐美四五九の三、四五九の四、四六六の四、四八五の二、四八六の二、四九二の一、四九二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに四八六の一、四九〇及び四九一の二と一体をなす国有地の一部、富海字下佐美五〇九の一から五一〇の二まで、五一一の二、五二〇から五二二まで、五二三の三及びこれらと一体をなす国有地、富海字柿木谷一一三九の二、一一三九の三及び一一四〇の二から一一四〇の四まで、富海字野田山一一四一の二並びに富海字中佐美の全域

富海字下佐美のうち五〇九の一から五一〇の二まで、五一一の二、五二〇から五二二まで、五二三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

富海字下荷具のうち四一九から四二三まで、四二四の二、四二五の二、四二六、四三一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

一体をなす国有地、富海字下荷具四一九から四二二まで、四二二の一、四二三、四二四の二、四二五の二、四二六、四三一の二及びこれらと一体をなす国有地、富海字宮ノ前のうち四三六の三の一部、四三七、四三八の一部、四三九の一、四四三の二、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字大荷具口一〇九九の二及び一〇九九の三並びに富海字大平ル平ラ一一〇〇の二

富海字宮ノ前四三六の三の一部、四三七、四三八の一部、四三九の一、四四三の二、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、富海字大平ル平ラ一一〇一の三、一一〇二の二及び一一〇三の三から一一〇三の五まで並びに富海字大平口の全域

富海字大平ル平ラのうち一一〇〇の二、一一〇一の二、一一〇二の二及び一一〇三の三から一一〇三の五まで以外の区域

富海字大荷具口のうち一〇九五の二、一〇九九の二及び一〇九九の三以外の区域

富海字上荷具のうち四一四の一部、四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富海字下荷具四二二の一部並びに富海字大荷具口一〇九五の二

廃止す字の名称  
 富海字東野ノ前、富海字西野ノ前、富海字東勝負谷、富海字下日晁田、富海字上日焼田、富海字東松ノ木、富海字下野際、富海字上王蔵ノ元、富海字上南田及び富海字谷田

鳥取県告示第千二十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
こやま薬局	鳥取市湖山町一七四五番地一	昭和四十九年十一月一日
北室 内科	〃 西町一丁目二〇二 朝日新聞・亀井堂ビル内	〃
赤山薬局境港店	境港市上道町一八五五	〃

鳥取県告示第千三十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
こやま薬局	鳥取市湖山町一七四五の一	全国	昭和四十九年十一月一日
北室 内科	〃 西町一丁目二〇二 朝日新聞・亀井堂ビル内	〃	〃

鳥取県告示第千三十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬第 二九四号	木下 満枝	昭和四十九年十月二十三日
〃 二九五号	福市 須美子	〃 十八日

二六九号	足立則文	二十四日
鳥国医第一、九一七号	岸、清志	三十日

鳥取県告示第千三十二号

東伯郡東伯町別宮入会林野整備組合組合長定常三男治から申請のあつた別宮入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十三号

昭和四十九年七月十五日付けで倉吉市から申請のあつた倉吉市上米積地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第千三十四号

昭和四十九年三月二十八日付けで東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から申請のあつた東高尾地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
変更換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十九年十一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
大栄町役場



四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第千三十五号

昭和四十九年三月二十八日付けで東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から申請のあつた西高尾(水田転換)地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第千三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市富海二七一番地一富海土地改良区から、同土地改良区が行う土地改良事業に係る富海地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十七号

昭和四十九年十月二十一日付けで気高町から申請のあつた土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十八号

昭和四十九年八月二十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(倉田地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果、適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同

法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

航空写真測量

二 作業期間

昭和四十九年十一月二十一日から昭和五十年一月九日まで

三 作業地域

米子市長砂町、昭和町、博労町一丁目から四丁目まで、陽田町、目久美町、万能町、道笑町一丁目から四丁目まで、末広町、愛宕町、祇園町一丁目及び二丁目、陰田町、美吉並びに大谷町

鳥取県告示第千四十号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二二〇番地

境漁港管理者 鳥取県

二 埋立区域及び埋立面積

(一) 埋立区域

イ 次の各基点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 一 境港市昭和町九番一(境漁港湾分庁舎)北東端(以下

「A地点」という。)から〇度二二メートルの地点

二 A地点から三五九度三〇分二二・七〇メートルの地点

三 A地点から二九度二五・二〇メートルの地点

四 A地点から八度三〇分六四メートルの地点

五 A地点から三三三度三〇分六八メートルの地点

六 A地点から二九二度三〇分二九・五〇メートルの地点

ロ 次の各基点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 一 境港市岬町四五番一(地北東端)以下「A地点」とい

う。(から八七度三〇分二五・六〇メートルの地点

二 A地点から七六度二六メートルの地点

三 A地点から八四度一二六メートルの地点

四 A地点から八七度三〇分一二六メートルの地点

五 A地点から八九度三〇分四六メートルの地点

六 A地点から八七度四五・九〇メートルの地点

(二) 面積

二、五四八・九三平方メートル

イ 一、八九五・〇八平方メートル

三 埋立地の用途

イ 岸壁、荷さばき所、道路敷用地

ロ 岸壁用地

公 出

昭和49年10月27日に実施した昭和49年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和49年11月19日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

A-15	市村偉太郎	18	森田 輝雄	26	鶴木 正行
29	富山堅一郎	34	福田 孝則	36	有本 正明
47	中嶋 一成	48	白尾 光成	50	福田 公義
53	宮沢 節三	57	中島 常雄	59	田中 昭子
61	古川千鶴子	66	森根仁喜知	70	福田 巍
78	谷口 誠治	81	岡田浩四郎	85	北村 貞
86	荒井 昇	94	上山 春実	108	神藤 浩治
112	木下 博喜	115	内田 金良	123	渡辺 大士
130	山崎司洋夫	136	岸本 知行		
B-1	岩本 一好	2	後藤 明夫	9	吉松 和則
10	田中 進	13	井谷 政春	15	花池 利通
18	山形 秀幸	19	中原 輝雄	24	柴田 通泰
30	堀尾 輝昭	42	小倉 修	43	丸山 晶雄
48	佐々木康則	50	向井 一	57	鉄本 明
C-1	山田 昭夫	2	三柳 二朗	3	岩崎 進
6	森川 敏秀	7	園山 勝利	14	吉沢 申泰

16	長谷川瑞恵	18	富田末春	22	谷尾 昂
25	米原 貴	31	松下昭宣	35	泉 晴明
36	藤村登美江	48	川本 泰藏	53	秋間 憲二
56	青戸 未知	60	下池 鉄男	96	足立 康昭
99	橋本 隆雄	120	吉村 秋壽	122	稲田 啓一
140	高野 弘	143	高野 洋子	147	飯塚 悦朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】